

## 公布された条例のあらまし

### ◇静岡県部設置条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

平成30年度の組織改編に伴い、各部の分掌事務について必要な改正を行いました。（第2条関係）

#### 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◇日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例

#### 1 制定の理由

日本平山頂シンボル施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

#### 2 内容

- (1) 日本平山頂シンボル施設の設置の目的、位置、施設及び事業について定めました。（第2条～第4条関係）
- (2) 開館時間及び休館日について定めました。（第5条、第6条関係）
- (3) 日本平山頂シンボル施設の管理を指定管理者に行わせることとし、その業務の範囲を定めました。（第7条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手段として、申請の方法、選定基準等を定めました。（第8条～第10条関係）
- (5) 指定管理者の指定等に係る準備行為は、施行日前においてもできることとしました。（附則第2項関係）
- (6) その他必要な事項について定めました。

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。ただし、2の(5)については、公布の日から施行することとしました。

### ◇静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、新たに創設される就労定着支援を静岡県立浜松学園で行うため、必要な改正を行いました。（第2条、第3条関係）
- (2) 静岡県立磐田学園で施設入所支援等を行う期限を平成33年3月31日まで延長することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（附則第4項関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県特別会計職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県立静岡がんセンターの診療機能の拡充等に対応するため、がんセンター事業職員の定数を1,031人から1,058人に改めました。（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき、職員の定数を次のとおり改めました。（第2条関係）

区 分	改正前	改正後
学校の職員	8,522人	8,469人
県費負担教職員	11,232人	11,347人

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

職員の仕事と子育ての両立の支援を目的とする子育て部分休業制度を創設するため、必要な改正を行いました。（第9条の3、第12条、第15条の3、第16条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県地域福祉基金条例を廃止する条例

1 廃止の理由

事務事業の見直しに伴い、静岡県地域福祉基金を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県国民健康保険広域化等支援基金条例及び国民健康保険の財政を調整するための静岡県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例

1 廃止の理由及び内容

国民健康保険法の改正に伴い、次の条例を廃止することとしました。

- (1) 静岡県国民健康保険広域化等支援基金条例
- (2) 国民健康保険の財政を調整するための静岡県調整交付金の交付に関する条例

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令に基づき厚生労働大臣が定める平成30年度及び平成31年度における財政安定化基金拠出率が定められたことに伴い、県が静岡県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための拠出率を100,000分の41から100,000分の40に改めました。（第2条関係）

##### 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、必要な改正を行いました。

##### 2 内容

- (1) 基金の処分について定めました。（第6条関係）
- (2) 交付金の交付に係る特別の事情について定めました。（第7条関係）
- (3) 財政安定化基金拠出金を徴収する市町について定めました。（第8条関係）
- (4) その他必要な改正を行いました。

##### 3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 受益者負担の適正化を図るため、国が示す標準額の改定等に基づき、危険物取扱者免状の交付等に係る手数料の改定を行いました。（別表関係）
- (2) 受益者負担の適正化を図るため、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の申請等に係る手数料を新設しました。（別表関係）
- (3) 土壌汚染対策法の改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請等に係る手数料を新設しました。（別表関係）
- (4) 介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定の申請等に係る手数料を廃止するとともに、介護医療院の開設の許可の申請等に係る手数料を新設しました。（別表関係）
- (5) 宅地建物取引業法の改正等に伴い、建築物等の確認申請等に係る台帳記載事項証明書の交付に係る手数料を新設しました。（別表関係）
- (6) 建築基準法の改正に伴い、田園住居地域における建築等の許可に係る手数料を新設しました。（別表関係）

(7) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、平成30年4月1日から施行することとしました。

**◇静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由及び内容

静岡県総合教育センターにおけるプラネタリウム室の廃止に伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

**◇静岡県個人情報保護条例及び静岡県情報公開条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 個人情報の定義を明確にしました。（静岡県個人情報保護条例第2条関係）

(2) その取扱いに特に配慮を要する個人情報に係る事項について定めました。（静岡県個人情報保護条例第2条、第6条、第14条関係）

(3) 非開示情報に該当する個人に関する情報を明確にしました。（静岡県情報公開条例第7条関係）

(4) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

**◇静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由及び内容

公職選挙法の改正に伴い、静岡県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関し必要な事項を定めました。（第1条、第7条、第9条、第10条関係）

2 施行期日

この条例は、平成31年3月1日から施行することとしました。

**◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由及び内容

(1) 大気汚染防止法等が改正されたことに伴い、新たに市町が処理することとなる事務の追加等をする改正を行いました。（別表第1関係）

(2) ふじのくに権限移譲推進計画に基づき、新たに市町が処理することとなる事務の追加をする改正を行

いました。（別表第1関係）

(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたこと等に伴い、法律で定めるところにより静岡市及び浜松市が処理することとなる事務の削除等をする改正を行いました。（別表第1関係）

(4) その他必要な改正を行いました。

## 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県建築基準条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

建築基準法の改正に伴い、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る条例で指定する区域に田園住居地域を追加するほか、必要な改正を行いました。（第11条、第48条の2関係）

#### 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県地下水の採取に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全並びに地下水の適正かつ持続的な利用を図るため、地下水の採取に関する基本理念及び地下水に関する情報の情報の管理の規定を追加するほか、必要な改正を行いました。（第2条の2、第2条の3関係）

#### 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◇住宅宿泊事業法第18条に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

#### 1 制定の理由及び内容

住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例を制定しました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成30年6月15日から施行することとしました。

### ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 1 制定の理由及び内容

児童福祉法の改正に伴い、次の条例について引用している条項を改めました。

(1) 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(2) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第4条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を廃止する条例

1 廃止の理由及び内容

介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が市町に移譲されたこと等に伴い、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例

1 制定の理由

介護保険法の改正により、介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるとされたことに伴い、条例を制定しました。

2 内容

介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営に関する基準を定めました。（第2条～第5条関係）

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地方独立行政法人法の改正に伴い、所掌事務を定めるほか、必要な改正を行いました。（第1条、第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 旅館業法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第1条、第4条、第6条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

## 2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、平成30年6月15日から施行することとしました。

### ◇地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 1 制定の理由及び内容

地方自治法等の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県監査委員に関する条例
- (2) 静岡県職員の退職手当に関する条例
- (3) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- (4) 静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例
- (5) 静岡県公立大学法人評価委員会条例

#### 2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、平成32年4月1日から施行することとしました。

### ◇義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 1 制定の理由及び内容

義務教育学校の設置に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 静岡県教職員の給与に関する条例
- (3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例
- (4) 静岡県暴力団排除条例

#### 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

都市計画法の改正により、田園住居地域が新設されたことに伴い、必要な改正を行いました。

#### 2 内容

- (1) 風俗営業の許可に係る営業制限地域に田園住居地域を加えました。（第2条関係）
- (2) 田園住居地域における風俗営業の騒音の規制数値について決めました。（第6条関係）

#### 3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

静岡空港への就航等に柔軟に対応し、静岡空港の効率的な運用を図るため、静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第35号）附則第2項に規定する規則で定める日の期限を延長しました。（附則第2項関係）

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県立東部看護専門学校を設置、管理及び授業料等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 助産学科の新設に伴い、同学科の修業年限及び授業料を定めるほか、必要な改正を行いました。（第2条～第4条関係）
- (2) 授業料の減免等について定めました。（第9条関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

##### 2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、平成31年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 災害等に対処するため死体の収容等の作業に従事した職員に支給する手当として、死体処理手当を新設しました。（第4条の2関係）
- (2) 応急防災等作業手当について、作業の特殊性を考慮し、支給範囲を拡大するとともに、著しく危険な作業に従事した場合又は著しく危険な区域において作業に従事した場合には、支給額を加算することとしました。（第20条関係）
- (3) 東日本大震災に係る被災地の応急防災等作業に従事した職員に支給する応急防災等作業手当について、警戒区域の見直し等に伴い、支給範囲等の見直しを行いました。（附則第4項、附則第5項関係）
- (4) 特定大規模災害に係る死体の収容等の作業に従事した職員に支給する死体処理手当について、作業の特殊性を考慮し、支給額の特例を設けることとしました。（附則第6項関係）
- (5) 原子力緊急事態宣言があった場合等に係る被災地の応急防災等作業に従事した職員に支給する応急防災等作業手当について、作業の特殊性を考慮し、支給範囲を拡大するとともに、支給額の特例を設けることとしました。（附則第7項、附則第8項関係）

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 義務教育学校の設置に伴い、必要な改正を行いました。（第3条、第5条、第6条関係）
- (2) 従事する業務の特殊性や困難性が高くなっている等の実情を考慮して、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務に従事した場合等の職員の特殊業務手当の支給額を引き上げました。（第5条関係）
- (3) 災害に対処するため死体の収容等の作業に従事した職員に支給する手当として、死体処理手当を新設しました。（第7条関係）
- (4) 緊急災害対策本部が設置された非常災害に係る死体の収容等の作業に従事した職員に支給する死体処理手当について、作業の特殊性を考慮し、支給額の特例を設けることとしました。（附則第4項関係）
- (5) その他必要な改正を行いました。

## 2 施行期日

この条例は、1の(1)及び(2)については平成30年4月1日から、1の(3)及び(4)については公布の日から施行することとしました。

### ◇静岡県ふじのくにづくり推進基金条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 新たな静岡県総合計画の策定に伴い、基金の設置の目的を改めました。（第1条関係）
- (2) 新たな静岡県総合計画の基本計画に基づき重点的に取り組む事業に要する経費に充てるため、条例の有効期限を平成34年3月31日に改めました。（附則第2項関係）

#### 2 施行期日

この条例は、1の(1)については平成30年4月1日から、1の(2)については公布の日から施行することとしました。

### ◇静岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

国の交付金を原資とした基金を活用して行う事業の実施期限を延長することとしたことに伴い、条例の有効期限を平成31年3月31日に改めました。（附則第2項関係）

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇静岡県が設置する都市公園の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 都市公園法の改正に伴い、県が設置する都市公園の公園施設の設置基準の対象に公募対象公園施設を設ける場合を追加しました。（第3条関係）
- (2) 都市公園法施行令の改正に伴い、県が設置する都市公園の運動施設の設置基準を定めました。（第3条関係）

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

##### 1 制定の理由及び内容

- (1) 土地改良法の改正に伴い、同法第87条の3第1項の規定により行う事業に係る特別徴収金に関する事項を定めるほか、必要な改正を行いました。（第1条関係）
- (2) 土地改良法の改正に伴い、引用している条項を改めるほか、必要な改正を行いました。（第2条関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第16条の4関係）

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県手話言語条例

##### 1 制定の理由

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する基本理念、県等の責務及び役割とともに、手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者とりょう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を図るため、条例を制定しました。

##### 2 内容

- (1) 手話の普及に関する基本理念について定めました。（第3条関係）
- (2) 県の責務並びに市町との連携及び協力について定めました。（第4条、第5条関係）
- (3) 県民等及び事業者の役割について定めました。（第6条、第7条関係）
- (4) 県は、県障害者計画において、手話の普及等に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することとしました。（第8条関係）
- (5) 知事は、手話の普及に関する施策を推進するときは、ろう者等の意見を聴くため協議の場を設けることとしました。（第8条関係）
- (6) 知事は、手話の普及等に関する施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとしました。（第8条関係）
- (7) 手話の普及等に関する県や学校における取組等について定めました。（第9条～第15条関係）

##### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 県の組織改編に伴い、常任委員会の所管を再編するとともに、「企画文化観光委員会」の名称を「文化観光委員会」に改めました。（第2条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

##### 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。